

令和6年度「地域の未来予測」作成支援等補助金交付要領（案）

（通則）

第1条 「地域の未来予測」作成支援等補助金（以下「補助金」という。）の取扱いについては、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）及び政策企画部関係補助金等交付要綱（令和5年三重県告示第235号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、地域における行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通しを立てる「地域の未来予測」等の整理に要する費用を補助することにより、持続可能な行政サービスを提供していくために今後必要となる方策についての市町の検討を支援することを目的とする。

（定義）

第3条 この要領において「地域の未来予測」とは、市町が、その地域における行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通しを、客観的なデータを基に整理したものをいう。

（補助事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業は、市町が行う事業で、次の各号に掲げる事業とする。

（1）「地域の未来予測」の作成

地域における行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通しを、客観的なデータを基に整理する取組

（2）「地域の未来予測」の活用

「地域の未来予測」を踏まえ、今後必要となる方策について地域で検討する取組

（補助対象経費）

第5条 知事は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費は、補助事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 対象市町及び一部事務組合等の職員の給与又は給与に相当する経費
 - (2) 飲食に要する経費
 - (3) 出資、出損及び貸付に要する経費
 - (4) 土地の取得、賃借及び補償に要する経費
 - (5) 施設整備及び備品等の取得をする場合の登記、登録及び保険等の諸経費
 - (6) その他知事が不相当と認める経費
- 3 他の補助金等による経費措置を受けている事業又は受ける予定のある事業については、申請することができない。ただし、既に他の補助金等で支援されている事業と一定の整理がなされており、事業内容が区別できる場合及び他の補助金などにおいて補助対象外となっている経費については補助対象とする。

(補助率等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内、かつ、1市町当たり100万円以内とし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする市町長は、知事が別に定める期日までに、交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の着手時期)

第8条 補助事業の着手は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の性格上やむを得ない理由があると知事が認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により交付決定前に事業に着手しようとする市町長は、前条の規定により提出する交付申請書に事前着手理由書(様式第2号)を添付するものとする。

(交付決定)

第9条 知事は、第7条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたものについて、交付の決定を行い、補助金の交付を受けようとする市町長に通知するものとする。

- 2 知事は、第1項の交付の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ等)

第10条 市町長は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当

該通知の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第11条 市町長は、補助事業の内容及び補助対象経費の額を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ、事業内容等変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

なお、軽微な変更とは、補助対象経費の20パーセントを超えない額の変更をいう。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 市町長は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 市町長は、知事が必要と認めて要求したときは、遂行状況報告書（様式第5号）を知事が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 市町長は、補助事業を完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した場合にあっては、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定があった年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額として確定し、市町長に通知するものとする。

(補助金の支払)

第16条 補助金の支払は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定し

た後に行うものとする。

- 2 市町長は、前項により補助金の支払を受けようとするときは請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第17条 知事は、第12条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 市町長が、法令、この要領、補助金の交付の決定の内容又は法令若しくはこの要領に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 市町長が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 市町長が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 補助金の交付の決定後生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定により第9条の交付の決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の管理等）

第18条 市町長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、知事は、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を県に納付させることができる。

（財産の処分等）

第19条 取得財産等のうち規則第20条第1項第2号の規定により、知事が定める機械及び重要な器具は、1件の取得価額又は効用の増加価額が50万円以上の機械及び重要な器具とする。

- 2 市町長は、規則第20条第1項ただし書きの規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の経理)

第20条 市町長は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収支に関する帳簿を備え、その支出内容を証する書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該全事業完了の年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

様式第1号（第7条関係）

番 号
令和 年 月 日

三重県知事 あて

市町長

令和6年度「地域の未来予測」作成支援等補助金交付申請書

令和6年度において、「地域の未来予測」作成支援等補助金の交付を受けた
いので、令和6年度「地域の未来予測」作成支援等補助金交付要領第7条の規
定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 補助金交付申請額
- 2 補助事業の完了予定日
- 3 関係書類
 - ・事業計画書（添付様式1）
 - ・収支予算書（添付様式2）
 - ・その他知事が必要と認める書類

(添付様式1)

令和6年度「地域の未来予測」作成支援等補助金 事業計画書

1 事業計画の内容

事業の背景
事業の概要
事業により見込まれる効果

2 事業実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

担 当 者	所属	
	職・氏名	
	電話	
	電子メール	

※欄が不足する場合は、適宜別紙（A4サイズ）を添付してください。

(添付様式2)

令和6年度「地域の未来予測」作成支援等補助金事業収支予算書

1 収入 (単位:円)

区分	予算額	備考
「地域の未来予測」作成支援等補助金		
一般財源		
その他(具体的に記入)		
合計		—

2 支出 (単位:円)

	科目	予算額	積算基礎
交付対象経費			※「〇円×〇回=〇円」など、詳細に記入してください。
	計		—
交付対象外経費			※「〇円×〇回=〇円」など、詳細に記入してください。
	計		—
	合計		—

※欄が不足する場合は、適宜別紙(A4サイズ)を添付してください。

様式第2号（第8条関係）

事前着手理由書

- 1 補助金名
令和6年度「地域の未来予測」作成支援等補助金
- 2 事前着手（予定）日
令和 年 月 日
- 3 事前着手をする必要がある理由

様式第3号（第11条関係）

番 号
令和 年 月 日

三重県知事 あて

市町長

令和6年度「地域の未来予測」作成支援等補助金
事業内容等変更承認申請書

令和 年 月 日付け三重県指令政企第 号で交付の決定を受けた補助事業の内容を変更したいので、令和6年度「地域の未来予測」作成支援等補助金交付要領第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 追加交付（一部取消）申請額 金 円
〔 内訳 補助金既交付決定額 金 円 〕
変更後補助金所要額 金 円

2 変更の内容

（変更部分：下線で示すこと）

変更後	変更前

3 変更の理由

4 関係書類

- ・変更後収支予算書（添付様式3）

(添付様式3)

令和6年度「地域の未来予測」作成支援等補助金事業
変更後収支予算書

1 収入 (単位:円)

区分	予算額	変更後予算額	備考
「地域の未来予測」作成支援等補助金			
一般財源			
その他(具体的に記入)			
合計			—

2 支出 (単位:円)

	科目	予算額	変更後予算額	積算基礎
交付対象経費				※「〇円×〇回=〇円」 など、詳細に記入してください。
	計			—
交付対象外経費				※「〇円×〇回=〇円」 など、詳細に記入してください。
	計			—
	合計			—

※欄が不足する場合は、適宜別紙(A4サイズ)を添付してください。

様式第4号（第12条関係）

番 号
令和 年 月 日

三重県知事 あて

市町長

令和6年度「地域の未来予測」作成支援等補助金に係る事業の
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け三重県指令政企第 号で交付の決定を受けた補助事業を中止（廃止）したいので、令和6年度「地域の未来予測」作成支援等補助金交付要領第12条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業中止（廃止）の発生年月日
- 2 事業を中止（廃止）する理由

様式第5号（第13条関係）

番 号
令和 年 月 日

三重県知事 あて

市町長

令和6年度「地域の未来予測」作成支援等補助金に係る遂行状況報告書

令和 年 月 日付け三重県指令政企第 号で交付の決定を受けた補助事業について、「地域の未来予測」作成支援等補助金交付要領第13条の規定により、下記のとおり状況を報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 補助事業着手年月日 令和 年 月 日
- 3 補助事業完了予定年月日 令和 年 月 日
- 4 補助事業の遂行状況（令和 年 月 日現在）

- 5 その他知事が必要と認める書類

様式第6号（第14条関係）

番 号
令和 年 月 日

三重県知事 あて

市町長

令和6年度「地域の未来予測」作成支援等補助金に係る事業の
実績報告書

令和 年 月 日付け三重県指令政企第 号で交付の決定を受けた補助事業を完了したので、令和6年度「地域の未来予測」作成支援等補助金交付要領第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定（変更承認）額
円
- 2 補助金精算額
円
- 3 補助事業完了年月日
令和 年 月 日
- 4 関係書類
 - ・事業成果報告書（添付様式4）
 - ・収支決算書（添付様式5）

(添付様式4)

令和6年度「地域の未来予測」作成支援等補助金 事業成果報告書

1 事業実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 事業の実施内容及び成果（令和 年 月 日現在）

実施内容
成果

※欄が不足する場合は、適宜別紙（A4サイズ）を添付してください。

(添付様式5)

令和6年度「地域の未来予測」作成支援等補助金事業収支決算書

1 収入 (単位:円)

区分	決算額	備考
「地域の未来予測」作成支援等補助金		
一般財源		
その他(具体的に記入)		
合計		—

2 支出 (単位:円)

	科目	決算額	積算基礎
交付対象経費			※「〇円×〇回=〇円」など、詳細に記入してください。 ※単価50万円以上の備品等を購入した場合には、記入してください。
	計		—
交付対象外経費			※「〇円×〇回=〇円」など、詳細に記入してください。
	計		—
	合計		—

※単価50万円以上の備品等を購入した場合は、記入してください。

備品名	単価(①)	数量(②)	経費(①×②)

※欄が不足する場合は、適宜別紙(A4サイズ)を添付してください。

様式第7号（第16条関係）

令和 年 月 日

三重県知事 あて

市町長

令和6年度「地域の未来予測」作成支援等補助金請求書

令和 年 月 日付け三重県指令政企第 号で交付の決定を受けた令和6年度「地域の未来予測」作成支援等補助金について、令和6年度「地域の未来予測」作成支援等補助金交付要領第16条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

【振込先】

金融機関名： 銀行 支店
預金種目： 普通・当座
口座番号：
口座名義（フリガナ）：

発行責任者（担当課長など）および担当者 ※押印省略する場合のみ記入
・発行責任者 ○○ ○○（連絡先 ○○○-○○○-○○○○）
・担当者 ○○ ○○（連絡先 ○○○-○○○-○○○○）

様式第8号（第19条関係）

番 号
令和 年 月 日

三重県知事 あて

市町長

令和6年度「地域の未来予測」作成支援等補助金に係る
財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け三重県指令政企第 号で交付の決定を受けた補助事業について、令和6年度「地域の未来予測」作成支援等補助金交付要領第19条第2項の規定により、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

- 1 財産の名称及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分方法（売却の場合：売却先及び売却価格）
- 4 処分の理由